

議案第12号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

大阪府国民健康保険運営方針を踏まえ、本市の国民健康保険料の賦課割合を変更するとともに、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割の減額に関する規定の整備その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和35年羽曳野市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第11条の3中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条第1項第1号中「100分の45.8」を「100分の45.9」に改め、同項第2号中「100分の33.4」を「100分の33.2」に改め、同項第3号ア中「100分の20.8」を「100分の20.9」に改める。

第15条の6の2中「第19条」の次に「及び第19条の3」を、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の6の5第1項第1号中「100分の46.1」を「100分の46.3」に改め、同項第2号中「100分の33.2」を「100分の32.9」に改め、同項第3号ア中「100分の20.7」を「100分の20.8」に改める。

第15条の11第1項第1号中「100分の44.5」を「100分の44.6」に改め、同項第2号中「100分の55.5」を「100分の55.4」に改める。

第19条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条第1項第2号又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

- 2 第 15 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号又は第 15 条の 6 の 8」と、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と、第 2 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第 19 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 19 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)
- 5 第 15 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 1 項第 2 号又は第 15 条の 6 の 8」と、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と、第 5 項中「第 15 条第 3 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 3 項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 15 条、第 15 条の 6 の 5、第 15 条の 11 及び第 19 条の 3 の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条及び第19条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号に掲げる額並びに同項第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p> <p>第12条～第14条 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の45.9</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定す</p>	<p>(一般被保険者に係る保険料の基礎賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ 省略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)の額並びに算定政令第6条第6項第1号に掲げる額並びに同項第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p> <p>第12条～第14条 省略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の45.8</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定す</p>

る方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100 分の 33.2 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100 分の 20.9 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第 15 条の 2～第 15 条の 6 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条及び第 19 条の 3 の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」とい

る方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の 100 分の 33.4 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の 100 分の 20.8 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略

第 15 条の 2～第 15 条の 6 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 6 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 19 条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第 1 号に

う。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 省略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 省略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

第 15 条の 6 の 3・第 15 条の 6 の 4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 6 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 46.3 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 32.9 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 20.8 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 省略

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 省略

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

第 15 条の 6 の 3・第 15 条の 6 の 4 省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 15 条の 6 の 5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 46.1 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 33.2 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 20.7 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 省略

2・3 省略
第 15 条の 6 の 6～第 15 条の 10 省略
(介護納付金賦課額の保険料率)
第 15 条の 11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 44.6 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 55.4 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 省略
第 15 条の 12～第 18 条 省略
(低所得者の保険料の減額)
第 19 条 省略
(1)～(3) 省略

2～4 省略
第 19 条の 2 省略
(未就学児の被保険者均等割額の減額)
第 19 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額(第 15 条第 2 項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第 4 項に掲げる場合を除く)。
2 第 15 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、

2・3 省略
第 15 条の 6 の 6～第 15 条の 10 省略
(介護納付金賦課額の保険料率)
第 15 条の 11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の 44.5 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の 55.5 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 省略
第 15 条の 12～第 18 条 省略
(保険料の減額)
第 19 条 省略
(1)～(3) 省略

2～4 省略
第 19 条の 2 省略

第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条第1項第2号又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の5第1項第2号又は第15条の6の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条第1項第2号又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条第1項第2号又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の5第1項第2号又は第15条の6の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と、第5項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

以下省略

以下省略